

河内長野市第3次障がい者長期計画

概要版



平成30(2018)年3月

河内長野市

第1章 計画の策定にあたって

●計画策定の趣旨

本市では、平成20(2008)年3月に「河内長野市第2次障がい者長期計画」(以後、「第2次計画」とします。)を策定し、「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」を基本理念とし、障がいの有無に関わらず、すべての人が平等に社会の構成員として生活ができるとともに、障がいのある人が生きがいを持って社会参加できる地域社会をめざし、障がい者福祉施策の推進を図ってきたところです。

このたび「第2次計画」の計画期間が平成29(2017)年度をもって終了することから、新たに平成30(2018)年度を初年度とした「河内長野市第3次障がい者長期計画」(以下「本計画」とします。)を策定するものです。

なお、本計画は国における制度の内容や社会情勢・ニーズ等を踏まえ、「第2次計画」を承継・発展させるものとして、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の実現をめざし、本市の障がい者施策を総合的計画的に取り組むための基本的な方向性を示すものです。

●計画の位置づけと期間

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として、本市における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

また、国や大阪府の定める計画等の内容を十分に踏まえ、「河内長野市第5次総合計画」や福祉分野における各関連計画等との整合・連携を図りながら策定しています。

本計画の期間は、平成30(2018)年度から平成39(2027)年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変革や法制度の改正等に柔軟に対応できるよう、必要があれば計画内容を見直すこととします。

◆計画の期間

年度	平成 24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)
障がい者 長期計画	第2次						第3次障がい者長期計画									
障がい 福祉計画	第3期			第4期				第5期障がい 福祉計画	第6期			第7期	…			
障がい児 福祉計画	第1期障がい児 福祉計画				第2期				第3期			…				

※「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がい福祉サービス等に係る見込量等を定めるもので、別途策定するものです。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

●障がいのある人の状況

平成29(2017)年3月末現在の各障がい者手帳の所持者数は、身体障がい者手帳が4,308人、療育手帳が820人、精神障がい者保健福祉手帳が867人です。

なお、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあるものの、身体障がい者手帳の所持者数については、減少傾向にあります。

●計画策定に向けたアンケート調査と団体ヒアリングの結果

平成28(2016)年12月から平成29(2017)年2月にかけて、障がい者手帳所持者1,000名を対象にアンケート調査を実施しました。主な結果は以下のとおりです。

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ・介護者の高齢化が進行している | ・配慮を求めながらも就労意欲が高い状況がある |
| ・療育・教育などの相談体制の充実を希望している | ・災害時など緊急時の不安意識が高い人が多い |
| ・障がいを理由とする差別を受けた体験が多い | ・将来、自宅で家族との同居希望が多い
など |

平成29(2017)年2月に障がい者団体（身体障害者福祉会、心身障害児・者父母の会、精神障害者家族会）とのヒアリングを実施しました。主な内容は以下のとおりです。

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| ・会員、障がい者の高齢化が進行している | ・障がい理解の取組みの充実を希望している |
| ・発達障がい児へのきめ細かい対応の充実を希望している | ・グループホーム等の住まいが不足している |
| ・専門性の高い相談支援体制の充実を希望している | ・就労の場の確保を希望している
など |

●今後の施策推進に向けた課題

①障がいのある人の地域生活を支える取組みの充実 障がいのある人や家族の高齢化が進んでおり、家族の介護負担が増す傾向にあります。身近な地域における相談支援体制の充実、障がいのある人の生活の場や緊急時の対応の強化、権利擁護に関する取組みの充実が求められています。	②障がいのある人の就労機会の拡大、就労・定着支援 経済的な基盤の確立が必要であり、障がいのある人がより多く就労し、就労を継続するために、事業所等の理解を深めるとともに、療育・発達支援から就労支援へと切れ目なくつながるサポート体制の確立が必要です。
③障がいのある子どもを育むための体制の充実 障がいのある子どもの健やかな成長、発達のために、乳幼児期から学校卒業までライフステージに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、関係機関が連携し、継続性のある支援体制を構築していくことが求められています。	④障がいのある人への理解の促進 障がいを理由とする差別を受けた体験が多く、障がい者理解の促進が必要です。障がいのある人も障がいのない人も、地域社会を構成する一員として尊重したい、支えあうまちをめざし、啓発や教育を推進するとともに、交流を促進する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

自立と共生の社会を実現、 障がい者が地域で安心して暮らせる社会

「すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無や程度にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあい、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。

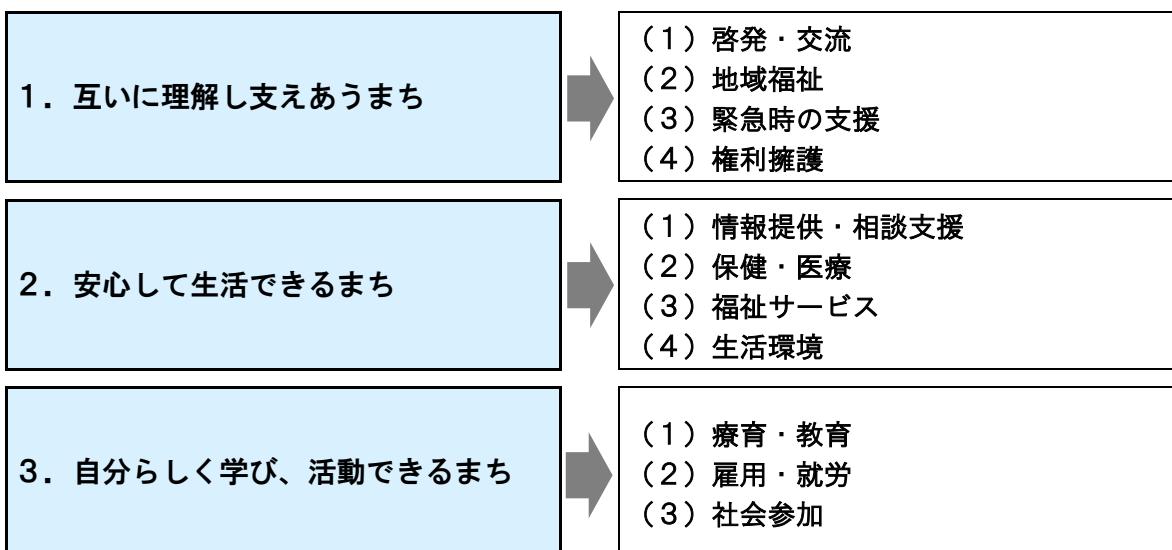
そのためには、あらゆる面において障がいのある人に対する差別をなくし、また、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約するような障壁を除くことにより、障がいのある人が地域の中で安心して自立した生活を営むことができる社会をめざす必要があります。

本計画では、「ノーマライゼーションの理念」と「リハビリテーションの理念」を継承しながら、次の基本方針を掲げます。

基本方針

①共に生きる社会	障がいの有無や程度に関わらず、すべての人が分け隔てられることなく、お互いに支えあい、共に生活を送ることができる地域社会をめざすこと。
②障がいのある人の権利擁護	すべての人の人権が尊重され、個人の尊厳が重んじられ、障がいのある人も安心して暮らせる地域社会をめざすこと。
③自立と社会参加	障がいのある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野において、積極的に参加・交流するなど、自立した活動ができる地域社会をめざすこと。

施策展開の基本方向と施策の体系



第4章 推進施策

1. 互いに理解し支えあうまち

すべての人が人権を尊重し、障がいのある人への差別や偏見をなくし、互いに理解を深めながら、ともに支えあい、助けあえる社会づくりを進めます。

また、地域で支えあう意識の醸成に努め、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(1) 啓発・交流

きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における「ともに学び、ともに育つ」教育などを通じて、障がい特性に応じた配慮など、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めていきます。

【今後の取組み】市民に対する啓発の推進、広報紙などによる障がい者理解の促進、啓発活動の推進の強化、市職員への研修、福祉教育の推進、学校でのボランティア活動の推進、障がいへの啓発強化、障がい者施設等の利用者と地域住民との交流の促進

(2) 地域福祉

地域福祉活動の展開を通じて、障がいのある人やその家族の生活、社会参加を支えていくための様々な取組みを進めます。

【今後の取組み】地域福祉活動の推進、民生委員・児童委員活動の支援、障がいのある人の実態・支援ニーズなどの把握、障がい者支援ボランティアの育成、市民公益活動への参加の促進

(3) 緊急時の支援

災害発生時に障がいのある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関と連携のもと、体制の充実を図っていくとともに、地域における防災対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。

【今後の取組み】防災対策の推進、緊急時の情報提供・通信体制の充実、防犯体制の充実、地域防犯力の向上、消費者の意識や知識の向上、消費者保護の充実

(4) 権利擁護

判断能力が十分でない障がいのある人等の意思決定を支援するため、関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度など権利擁護の推進に取組みます。また、障がいのある人への差別の解消、虐待の防止に向けた取組みを進めます。

【今後の取組み】日常生活自立支援事業の活用、成年後見制度の活用、苦情解決体制の整備、障がい者差別解消に係る取組み、障がい者虐待防止の体制整備

2. 安心して生活できるまち

ライフステージや障がいの状況、ニーズなどを的確に把握し、保健・医療・福祉、その他の関係分野との連携のもとに福祉サービス等の支援を図るとともに、居住の場の確保や相談支援など、総合的に支援施策を展開します。

また、様々な社会的障壁を取り除き、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進するとともに、すべての人が安心して快適に暮らせる環境の整備に努めます。

(1) 情報提供・相談支援

障がいのある人の暮らしに役立つ情報や各種制度・サービスの利用に関する情報など必要な情報を得ることができます。また、保健・医療・福祉などの関係機関と連携し、障がい種別などに応じた専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていきます。

【今後の取組み】障がい福祉に関する情報提供の充実、行政情報のバリアフリー化、障がいのある人のための相談支援事業の実施、庁内における相談支援体制の充実、身近な相談機能の充実、相談支援機関のネットワーク化、障がい者地域自立支援協議会の充実

(2) 保健・医療

障がいの原因となる疾病の発生予防、早期発見・早期治療に努めるとともに、関係機関との連携の強化に努めます。

【今後の取組み】青年期から高齢期の健康づくりの推進、障がいのある人に対する保健事業の充実、医療体制の充実、歯科診療の充実、自立支援医療の円滑な実施、リハビリテーション体制の充実、こころの健康づくりの推進、精神疾患の早期発見・早期治療、精神保健福祉相談窓口の充実、精神疾患のある人の社会復帰支援の充実、地域医療との連携体制の整備検討

(3) 福祉サービス

障がいのある人の心身の状況やニーズなどを的確に把握し、ライフステージに応じて切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野との連携のもとに福祉サービス等の生活支援施策の総合的な展開に努めます。

【今後の取組み】居宅介護などのホームヘルプサービスの推進、短期入所（ショートステイ）事業などの推進、日中一時支援事業の実施、地域生活支援拠点等の充実、その他の生活支援サービスの充実、障がい福祉サービスの実施、地域活動支援センター事業の実施、地域における生活の場の確保、施設入所への支援、地域生活への移行に向けた取組みの推進、各種制度の周知と利用促進、各種年金・手当などの情報提供、医療費の助成、利用者負担への配慮

(4) 生活環境

すべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、交通機関などの環境整備を進めます。

【今後の取組み】建築物などのバリアフリー化の推進、障がいに配慮した住宅整備の推進、住宅バリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインの普及・啓発、移動・交通手段の充実、安全な歩行空間の確保

3. 自分らしく学び、活動できるまち

障がいの早期発見のための体制を充実し、一人ひとりの個性に応じて、乳幼児期から卒業後にわたる一貫した支援を推進します。

また、障がいのある人の就労や社会参加に向けて、関係機関との連携のもと、生活や就労・雇用等における支援体制の充実に努めます。

(1) 療育・教育

発育や発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育につなげるため、保健、医療、福祉、教育、子育てなどの関係分野の緊密な連携のもとに、障がいの状況や特性などに応じて一人ひとりの子どもの個性や可能性を伸ばす取組みの推進を図ります。

【今後の取組み】 妊産婦及び乳幼児の健康づくりの推進、学齢期の健康づくりの推進、療育事業の推進、就学前教育・療育の充実、障がい児保育の充実、放課後児童会における障がいのある子どもの受け入れ、ファミリーサポートセンター事業の充実、相談体制の整備、障がい児支援体制の充実、インクルーシブ教育の推進、特別支援教育の充実、教育環境の充実

(2) 雇用・就労

一般企業・事業所での雇用をめざし、障がいのある人に対する職業訓練や情報提供の充実を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関と連携し、適切な支援に努めます。

【今後の取組み】 雇用の促進、就労支援の推進、福祉的就労から一般就労への移行、福祉的就労の場の充実等、福祉的就労の場の機能強化、障害者優先調達推進法に基づく物品などの調達

(3) 社会参加

就労、就学、生涯学習・スポーツ活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するため意思疎通支援や外出支援など適切な支援に努めます。また、障がいのある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取組みを進めるなど、多様な市民活動の促進に努めます。

【今後の取組み】 外出支援サービスの提供、各種助成等の実施、手話通訳者・要約筆記者の派遣、各種奉仕員の養成促進、音声による広報などの発行、スポーツ活動の振興、文化・芸術活動の振興、学習環境の充実、図書館サービスの充実、社会参加の促進、障がい者団体の活動への支援

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、「河内長野市障がい者施策推進協議会」へ報告するとともに、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の効果的かつ継続的な推進を図り、次期計画の策定等において適宜反映していきます。

2. 計画推進体制の充実

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・子育て・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、府内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取組みを推進していきます。

障がい者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、近隣市町村等との連携強化を図ります。

また、本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体などの協力が必要であり、保健・医療・福祉関係などによる連携の強化を図るとともに、それぞれの役割を整理しながら地域社会における支援体制の充実を図ります。

※便宜上、元号を「平成」とし、平成31年5月以降は、新元号に読み替えるものとします。

河内長野市第3次障がい者長期計画

《概要版》

平成30(2018)年3月

<編集・発行>

河内長野市

(事務局：河内長野市 保健福祉部 障がい福祉課)

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

電話 0721-53-1111 (代表)

FAX 0721-52-4920